

あま市男女共同参画プラン
(改訂版) 素案

平成●年●月

あま市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定の背景.....	2
3 計画の性格.....	7
4 計画の期間.....	8
5 改訂の主な内容.....	8
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 基本理念.....	9
2 基本目標.....	10
3 計画の体系.....	12
第3章 基本計画	13
基本目標1 男女共同参画の理解の促進.....	13
基本目標2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実.....	21
基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）.....	27
基本目標4 様々な困難を抱える人々への支援.....	42
基本目標5 生涯を通じた健康支援.....	54
基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）.....	60
第4章 計画の推進	66
1 庁内における計画推進体制の充実.....	66
2 市（行政）、市民、事業者等との連携.....	66
3 計画推進のための進行管理と評価.....	66
4 数値目標.....	67

第 1 章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、このような男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本における最重要課題として位置づけています。

近年では、共働きや単身、ひとり親世帯の増加などの家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が大きく変化したことから、男女共同参画を進める上でもより広い分野で、よりきめ細かな施策が求められるようになりました。

本市では、2012年（平成24年）に男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むため、10年計画である「あま市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策の推進に努めてきました。

これまでの取組により、男女共同参画社会の実現に対する意識改善は進んでいますが、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っている状況もあります。また、マタニティ・ハラスメントや性的少数者（LGBT等）※の性的指向や性別違和など、新たな分野への取組が求められており、従来の施策に加え、様々な施策を推進しなければならない状況です。

「あま市男女共同参画プラン」の策定から、5年が経過することから、計画の実績等を基に本市の特徴を捉え、課題に的確に対応し時代に即した男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、見直しを行っていくものです。

※性的少数者（LGBT等）・・・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル（両性愛）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人））や、自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含みます。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き ●●●●●●●●●●

世界では、国際連合が提唱した 1975 年（昭和 50 年）の「国際婦人年」に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、1976 年（昭和 51 年）から始まる「国連婦人の 10 年」に続く様々な取組が行われてきました。1979 年（昭和 54 年）には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択し、日本も 1985 年（昭和 60 年）に批准しました。

1995 年（平成 7 年）に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域が明記され、2012 年（平成 24 年）の第 56 回国連婦人の地位委員会においては「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント※」の決議案が採択されました。

(2) 日本の動き ●●●●●●●●●●

① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国は 1977 年（昭和 52 年）に最初の「国内行動計画」、10 年後の 1987 年（昭和 62 年）に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、1996 年（平成 8 年）に「男女共同参画 2000 年プラン」、2005 年（平成 17 年）に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、2010 年（平成 22 年）に「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、様々な取組を進めてきました。

2015 年（平成 27 年）12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用、登用を進めることとしています。

※エンパワーメント・・・女性一人ひとりが自分自身を尊重し、自己決定力や仕事の能力、経済力をつけ意思決定の場に参画するなど、あらゆる場面で社会を変革する力をつけていくことをいいます。

② 男女共同参画を推進する法整備の動き

1985年（昭和60年）の「女子差別撤廃条約」批准に当たり、「男女雇用機会均等法」の施行や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会づくりは21世紀の最重要課題と位置づけられました。

また、急速な少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する必要があることから、2015年（平成27年）、官民一体となって支援を行っていくための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行されました。

③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

2000年（平成12年）に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、DV防止法は、2004年（平成16年）、2008年（平成20年）、2014年（平成26年）に一部改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

④ 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス”の取組

これまでの働き方を見直して仕事と生活の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。2010年（平成22年）には、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、政労使トップによる新たな合意が形成されています。

第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点

<あらゆる分野における女性の活躍>

- (1) 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- (2) あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

<安全・安心な暮らしの実現>

- (3) 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- (4) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

<男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>

- (5) 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- (6) 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

<推進体制の整備・強化>

- (7) 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

(3) 愛知県の動き ●●●●●●●●●●

愛知県では、1989年（平成元年）に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的な施策を明らかにしました。1996年（平成8年）には愛知県女性総合センター「ウィルあいち」を開館し、1997年（平成9年）には「あいち女性プラン」を改定した「あいち男女共同参画2000年プラン」を策定しました。その後、国の「男女共同参画基本計画」を受けて、2001年（平成13年）に「あいち男女共同参画プラン21」を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきました。

また、2002年（平成14年）には、県、県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行され、2006年（平成18年）には、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」を受けて、「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題として新たに設定するなどしています。

2011年（平成23年）には、「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定され、2015年（平成27年）には、国の「第4次男女共同参画基本計画」に合わせて「あいち男女共同参画プラン2020」が策定されました。

さらに、DVについては、2004年（平成16年）のDV防止法の一部改正において、国の基本方針に即してDV被害者の支援に係る基本計画を策定することや、DV被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされたことに基づいて、愛知県では2005年（平成17年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。その後、2008年（平成20年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」、2013年（平成25年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」が策定され、DVの現状等を勘案し、市町村における支援体制充実に向けた働きかけ、若年層への教育・啓発、被害者の心のケア、子どもに対する支援の4項目の取組を強化するとともに、DVを未然に防ぎ、DVの被害者や子どもたちが、安心して安全に暮らせる社会を目指した施策を実施しています。

(4) あま市の取組 ●●●●●●●●●●

2012年(平成24年)に策定された「第1次あま市総合計画」では、施策の大綱の一つとして『お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる』ことを目指し、具体的な取組として『男女共同参画をすすめる』ことが明記されました。

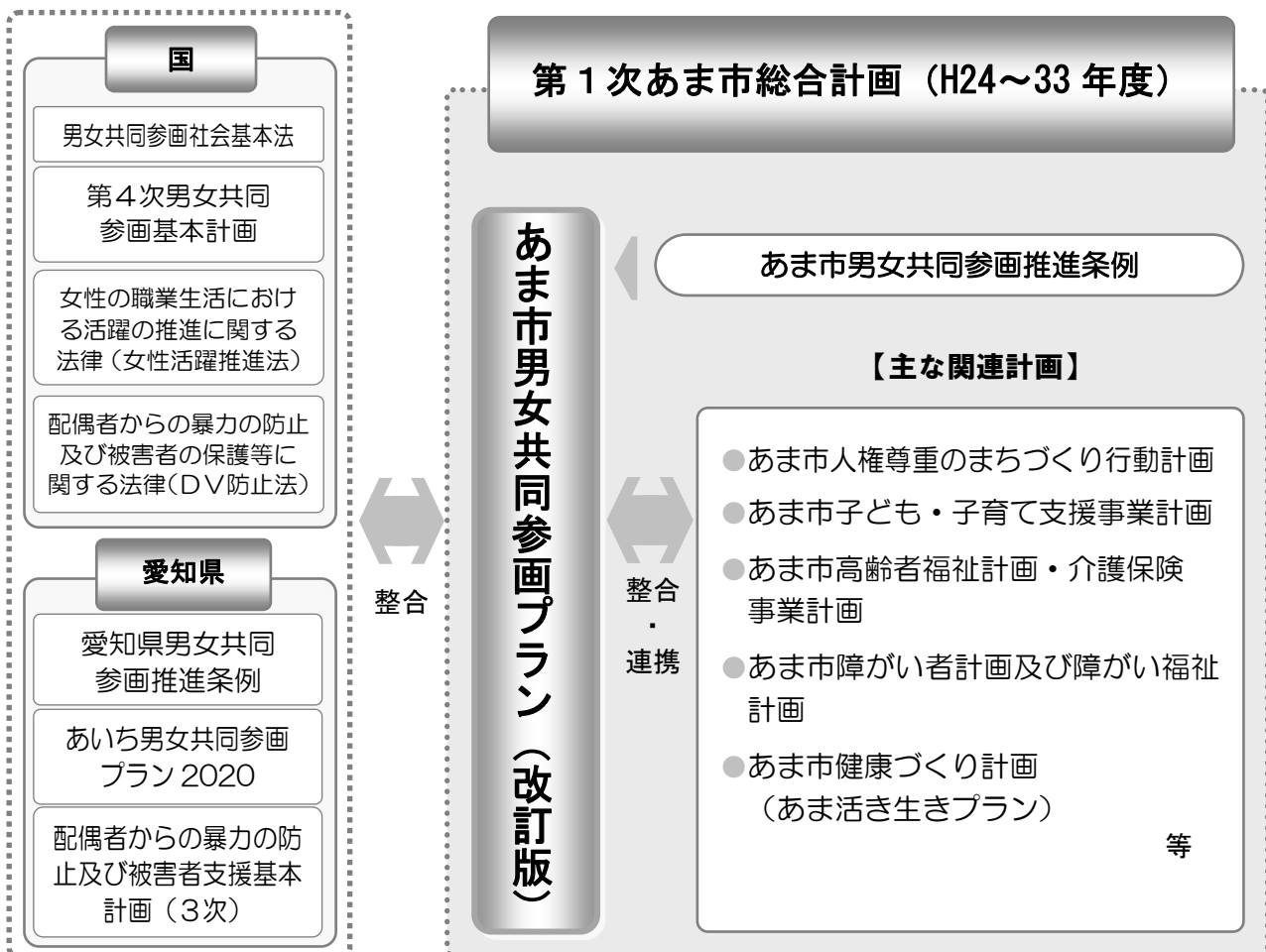
そこで、同年に「あま市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方を示し、この条例に基づき、あま市における施策を具体的に推進していくために「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。毎年計画の実施状況を「あま市男女共同参画審議会」に報告し、ホームページにて公開しています。

また、DVについては、2009年(平成21年)のDV防止法の一部改正において、基本計画策定が市町村の努力義務とされ、さらに、「あま市男女共同参画推進条例」の中には、性別による権利侵害の禁止が明記されています。これらのことを踏まえて、本計画の「基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり」の中に包含する形で「あま市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(あま市DV防止基本計画)」を位置づけ、暴力根絶のための施策を推進しています。



3 計画の性格

- 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。また、あま市男女共同参画推進条例第9条に基づく基本計画です。
- 本計画は、「第1次あま市総合計画」に示す方向性に基づいて、他の関連計画との整合性及び連携を図っています。
- 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン2020」を勘案しながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。
- 本計画の基本目標3「あらゆる分野での男女共同参画の推進」に係る施策（5項～8項）を「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」に位置づけます。
- 本計画の基本目標6「暴力の根絶のための基盤づくり」に係る施策（16項～18項）を「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」に位置づけます。



4 計画の期間

この計画は、2012年（平成24年）度を初年度とする「あま市男女共同参画プラン」の改訂版であり、2017年（平成29年）度から2021年（平成33年）度までを計画期間とします。

図 計画期間

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
あま市男女共同参画プラン				あま市男女共同参画プラン（改訂版）					
				見直し					

5 改訂の主な内容

この計画の改訂に際し、「基本理念」「基本目標」については、前計画を継承するとともに、市民意識調査における各項目の達成状況から、施策の実質的效果を把握するための指標（数値目標）を一部見直しました。

また、基本方針に「性的少数者、複合的に困難な状況に置かれている人々への支援」を新設するとともに、女性活躍推進法に基づき策定した「あま市女性活躍推進計画」を盛り込んでいます。



第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

あま市においては、あま市男女共同参画推進条例の5つの理念を基本に置き、人権が尊重され、女性も男性も自らの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

目標像

**個性を認め 思いやる心を持ち
男女がともに輝けるまち**

あま市男女共同参画推進条例での基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。

(3) あらゆる分野における方針の立案決定への参画

男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立

家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。

(5) 国際的視野の下での取組

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。

2 基本目標

基本理念を実現するため、6つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

基本目標 1 男女共同参画の理解の促進

男女がともに男女共同参画に関する認識を深められるよう広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、固定的な性別役割分担意識が払拭され、旧来からの社会制度や慣行に捉われない意識づくりを進めます。

また、時代を担う子どもたちが男女平等の精神を身につけ、健やかに育っていただけるよう環境の整備に努めます。

基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

幼少期から男女共同参画意識を育ていけるよう男女平等の視点に立ち、男女の人権を尊重する教育を推進します。

また、学校をはじめ家庭や地域など、あらゆる場において男女共同参画の意識を高める学習を推進します。

基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）

政策・方針決定過程への女性の参入を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、様々な分野に参画できるようワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発と環境整備を推進します。

また、ハラスメント防止のための働きを進め、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目指していきます。

基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

高齢者や障がい者、日本で生活する外国人、また、ひとり親家庭等生活上の困難に陥りやすい人々に対し各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、日本で生活する外国人であること、同和問題を抱えた人であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進めます。

基本目標 5 生涯を通じた健康支援

女性への妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査・検診の充実を図るとともに、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援のため、年代に応じた健康相談や健康診査・検診の充実を図ります。

基本目標 6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）

市民の一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指します。また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

3 計画の体系



第 3 章

基本計画

基本目標 1 男女共同参画の理解の促進

基本方針 1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成を促進し、男女の固定的な性別役割分担意識を解消していくことが重要です。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定する考え方について、肯定的意見（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が 40.3% となっています。平成 22 年度調査結果より若干減少しており、性別役割分担意識の解消が徐々に図られていますが、性別で見ると、依然として女性に比べ男性で肯定する人の割合が高く、性別役割分担意識が強い傾向がうかがえます。そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っている一因にもなっています。

また、男女が平等に協力し合っていくために大切と思うことについては、「男性自身の意識をあらためる」が 45.3% と前回調査（43.9%）と同様に最も高くなっています。

そのため、今後も引き続いて、男女平等意識の更なる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の払拭を図るとともに、男性自身の意識改革を促すための広報・啓発活動を推進していきます。



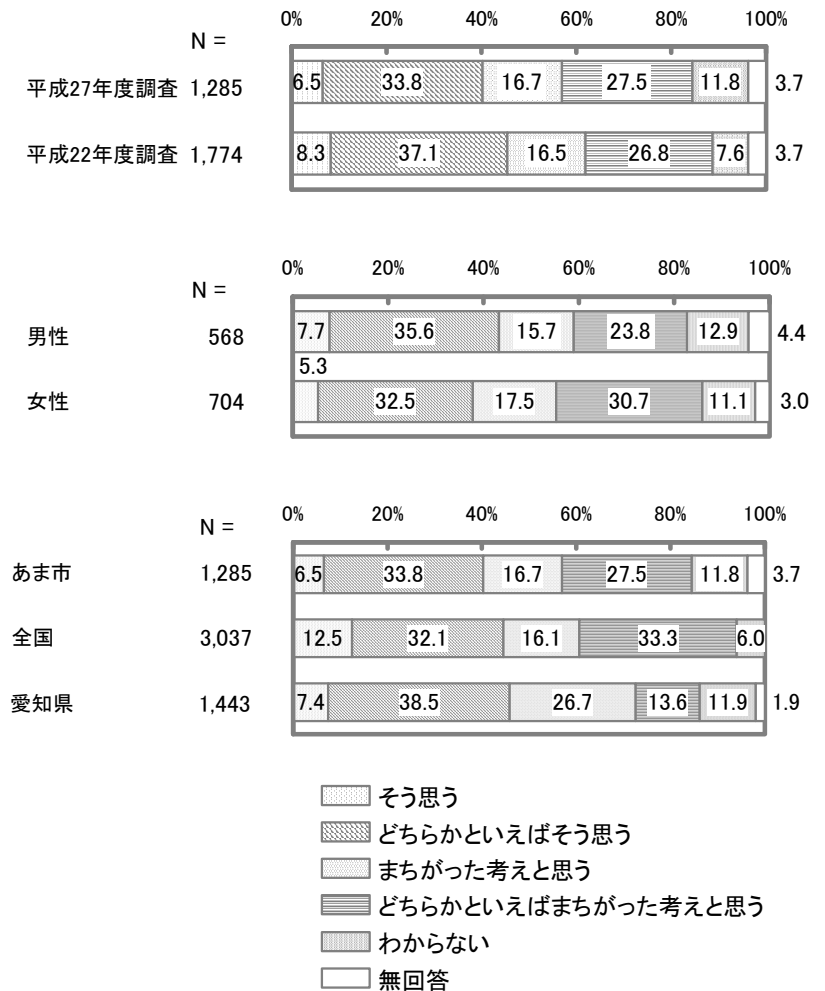
関連データ

平成22年度調査と比較すると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が低くなっています。

性別でみると、男性で女性よりも“そう思う”の割合が高くなっています。

愛知県・全国と比較すると、愛知県・全国に比べ“そう思う”の割合が低くなっています。

図 「男は仕事、女は家庭」の考え方について

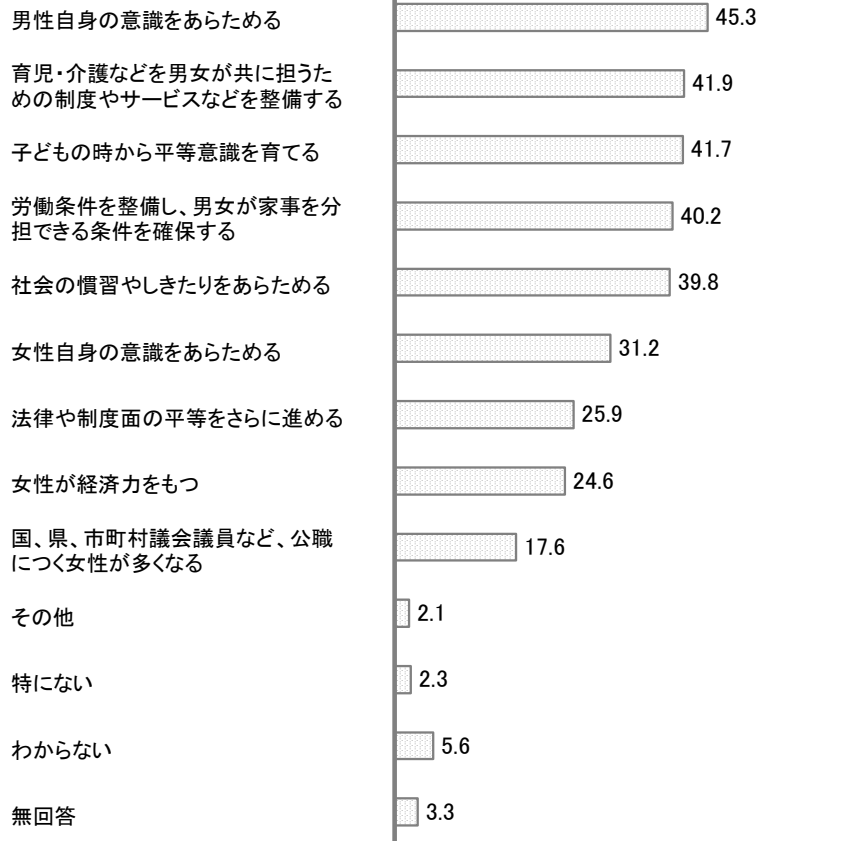


資料：あま市 男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）
 全国 女性の活躍推進に関する世論調査（平成26年8月）
 愛知県 県政世論調査（平成26年度）

図 男女が平等な立場で協力し合っていくために大切なこと

N = 1,285

男女が平等な立場で協力し合っていくために大切なことをみると、「男性自身の意識をあらためる」の割合が最も高く、次いで「育児・介護などを男女が共に担うための制度やサービスなどを整備する」、「子どもの時から平等意識を育てる」となっています。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）

施策① 人権を尊重するための意識啓発と情報の提供

施策の内容	具体的な取組	担当課
人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、啓発を進めるとともに様々な機会を通じて情報提供を行います。	啓発パンフレットの作成	人権推進課
	広報、パンフレット、市ホームページ等による情報の提供	
	人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催	

施策② 男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発と情報の提供

施策の内容	具体的な取組	担当課
固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画に関する学習の機会や情報提供を行います。	啓発パンフレットの作成	人権推進課
	広報、パンフレット、市ホームページ等による情報の提供	
	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催	
	図書館における関連図書、資料の情報提供	生涯学習課

施策③ 男性の意識改革や家事参加に向けた取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
男性の意識改革を図るため、学習機会を提供するとともに積極的な家事参加を促すための実践講座を開催し、生活自立のための支援を行います。	意識改革のためのセミナーの開催や男性を対象とした家事参加型講座の開催	人権推進課 生涯学習課

基本方針 2 子どもにとっての男女共同参画

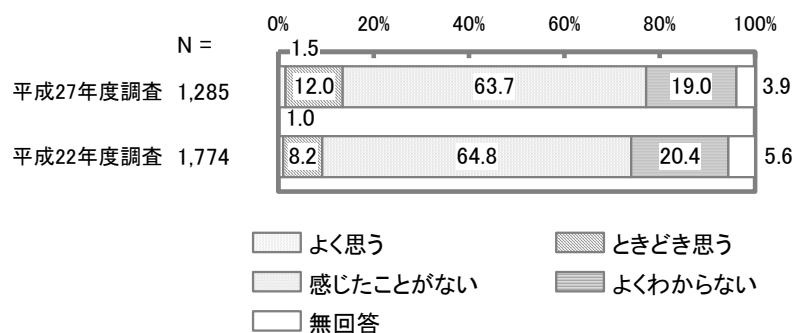
男女共同参画社会を築いていくためには、次代を担う子どもたちが、子どものころから男女共同参画の理解を深め、それぞれの個性と能力を發揮できるように成長することが重要です。そのため、将来子どもたちが、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく自己形成ができるよう学習機会の充実を図っていきます。

また、近年では、子どもの連れ去りや虐待、性犯罪やいじめなどの暴力の被害を受けている子どもの問題が顕在化しています。子どもたちが、健やかに成長でき、安全で安心して暮らしていくためには、地域全体で子どもを支える取組が重要です。市民意識調査によると、自分の周りで子どもが虐待されているのではないかと思ったことのある人は13.5%と平成22年度調査よりも4.3ポイント増加しています。家族をはじめとする身近な者からの被害は、特に潜在化しやすいことなどから、発見が遅れることが問題となっています。そのため、多様な場面で子どもを見守り、声をかけあう地域づくりを進め、子どもに対する暴力の早期発見、未然防止に努めるとともに、子どもが安心して生活するための地域づくりを進めていきます。

関連データ

平成22年度調査と比較すると、「よく思う」と「ときどき思う」を合わせた“思う”の割合が4.3ポイント高くなっています。

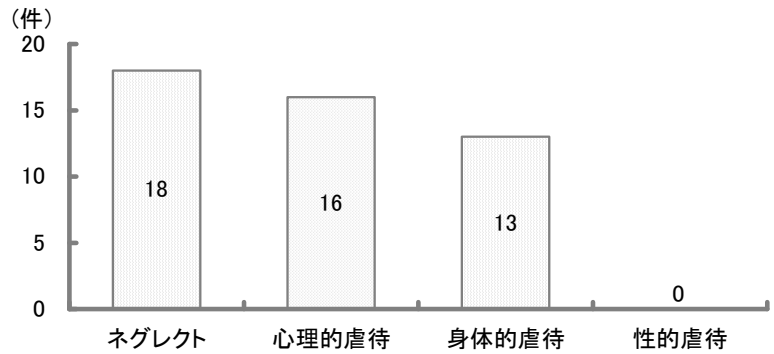
図 自分の周りで子どもが虐待されているのではないかと思った人の割合



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

平成 27 年度における虐待相談内容別件数は、ネグレクト※が 18 件、心理的虐待が 16 件、身体的虐待が 13 件の合計 47 件となっています。

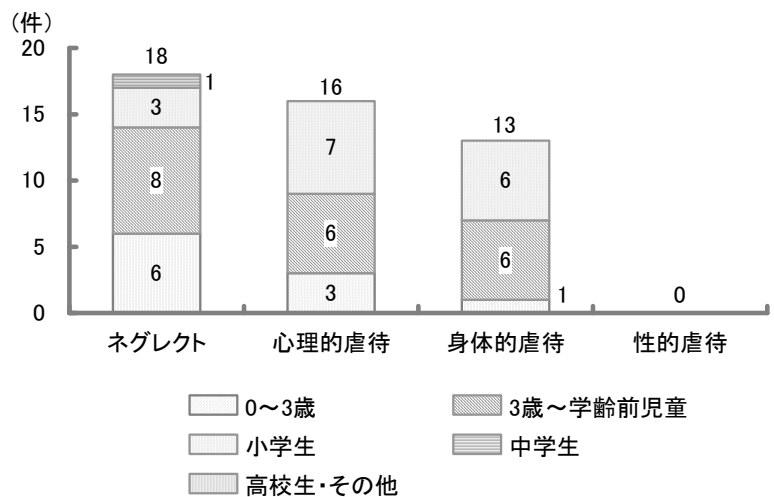
図 あま市における虐待相談内容別件数（平成 27 年度）



資料：子育て支援課

被虐待児の年齢別で見ると、3歳～学齢前児童が 20 件と最も多く、次いで小学生が 16 件、0～3歳が 10 件となっています。

図 あま市における被虐待児の年齢・相談種別件数（平成 27 年度）



資料：子育て支援課

※ネグレクト・・・児童虐待の一種で、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為のことをいいます。

施策④ 子どものころからの男女共同参画の理解の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
子どものころから人権尊重の精神が身につくように、人権尊重、男女平等についての教育を充実させ、自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。	人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施	学校教育課

施策⑤ 地域で子どもを育てる環境の整備

施策の内容	具体的な取組	担当課
犯罪から子どもを守るため、市民協働で防犯活動に取り組み、犯罪の未然防止を図るとともに、子どもに対する防犯意識を高めるための取組を行います。	おはこんあいさつ運動の推進	安全安心課
	子どもの防犯教室の開催	子育て支援課 安全安心課
	通学路こども110番の家の普及	学校教育課
	通学時の防犯や交通安全に関する意識を高める教育の実施	
	登下校時の通学路における街頭指導や防犯パトロールの実施	
小学校入学児童への防犯ブザーの配布		

施策⑥ 児童虐待等の早期発見と未然防止

施策の内容	具体的な取組	担当課
児童虐待やいじめ問題などの早期発見と未然防止向け、相談窓口の充実や、関係機関との連携に努めます。	妊娠中の不安の軽減、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施	健康推進課
	乳幼児健診の実施	
	保護者の悩みに対応するための家庭児童相談員の配置	子育て支援課
	スクールカウンセラーや心の相談員の配置	学校教育課
	教育相談センターの設置	
	児童虐待の早期発見と未然防止に向けた総合的な支援体制の整備	子育て支援課 健康推進課 学校教育課
	児童虐待防止に向けた啓発パンフレット等の作成・配布	子育て支援課 人権推進課
	あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例などに基づく、いじめ防止等に向けた取組の推進	学校教育課

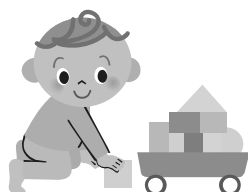
基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本方針 3 教育の場における教育・学習の充実

男女が固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、主体的に物事を考え選択する力を身につけるには、学校教育を通して、幼少期から男女共同参画に基づいた教育を実践していくことが非常に大切です。

市民意識調査によると、男女平等の意識を育てるために、学校教育で力を入れるべきこととして「異性を思いやる気持ちの大切さを教える教育を充実させる」「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が高くなっています。このことから、子どもたちから、あらゆる機会に互いを思いやる心を持ち、男女ともに家事や育児に参加することへの抵抗感をなくすとともに、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、主体的に物事を考え選択する力を身につける教育を充実していくことが求められています。

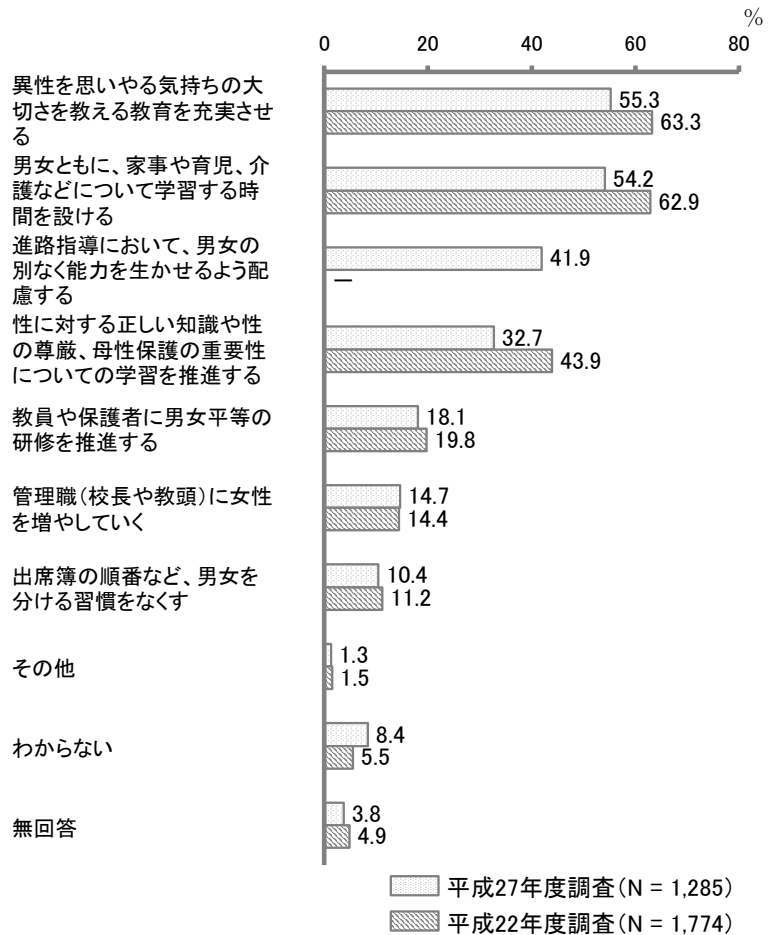
そのため、子どもたちが、男女平等・男女共同参画に対する意識を持ち、自らの意思によって多様な生き方が選択できるような教育・学習を推進していきます。また、教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施していきます。



関連データ

「異性を思いやる気持ちの大切さを教える教育を充実させる」の割合が55.3%、「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」の割合が54.2%、「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が41.9%となっています。

図 男女平等の意識を育てるために、学校教育で力を入れるべきこと



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）
 ※平成 22 年度調査では、「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の選択肢はありませんでした。



施策⑦ 男女平等の意識を育てるための教育の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
子どものころから人権尊重の精神が身につくように人権尊重、男女平等についての教育を充実させ、自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。	人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施（再掲）	学校教育課
	人権尊重の精神を身につけるための道徳教育の実施	
	近年の情報化の背景を踏まえ、メディアリテラシー*の向上を図るための教育の実施	
	児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導	
	保育園における人権擁護委員による園児とのふれあいの実施	人権推進課 子育て支援課
	命の大切さを育む「人権の花運動」の実施	人権推進課

施策⑧ 教職員、保育者の人権意識を高めるための学習機会の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
教育や保育に携わる関係者が豊かな見識と人権感覚を身につけるための学習の機会を充実します。	あま市人権研究推進委員会による人権教育に関する調査・研究の実施	学校教育課
	保育者を対象とした人権に関する研修の実施	子育て支援課
	市民及び教職員等の人権意識向上を図るための人権教育講演会の開催	学校教育課 生涯学習課

※メディアリテラシー・・・メディアが発信する情報を批判的に分析し、メディアに対して主体性をもつ能力と、メディアを使って自分自身の考えを表現する能力。メディアから発信される固定観念を見極める能力や固定観念にとらわれない表現を使った発信能力のことをいいます。

基本方針 4 家庭・地域における教育・学習の充実

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

市民意識調査によると、家庭生活における男女の地位の平等意識は、男性の優遇感が高く、特に女性でその意識が高くなっています。また、地域活動における男女の役割分担においても、「地域活動は男性が取り仕切る」、「自治会の集会の時には、女性がお茶くみや片づけをしている」、「女性は役職につかたがらない」などを「改善すべき」と思っている人がいる反面、「当然、又は仕方ない」と思っている人は約 30%となっており、男女ともに役割分担意識が根強く残っています。

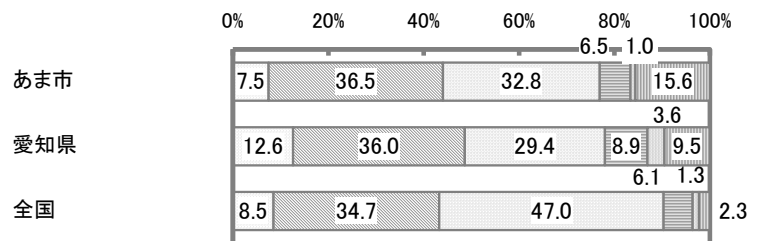
このことから、固定的な性別役割分担意識に捉われず、男女が互いに認めあい、平等の理念を理解していけるよう、市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための学習講座を開催するとともに、男女共同参画の理念に対する理解が深まるよう、市民に対する意識啓発や情報提供の充実に努めます。

関連データ

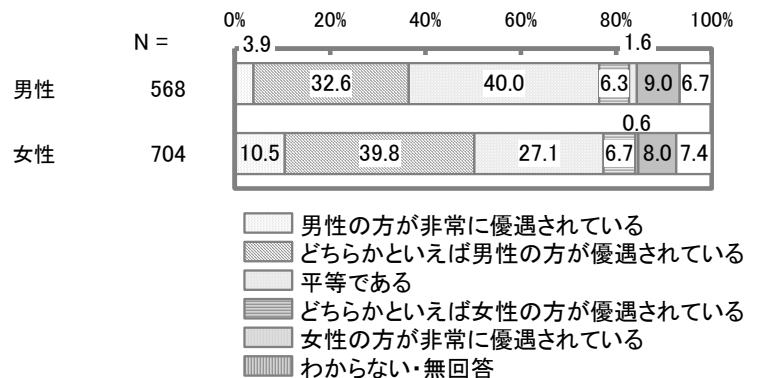
家庭生活における男女の地位の平等意識は、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”の割合が「平等である」を上回っています。

性別で見ると、男性に比べ女性で“男性優遇”の割合が高くなっています。

図 家庭生活における男女の地位の平等意識



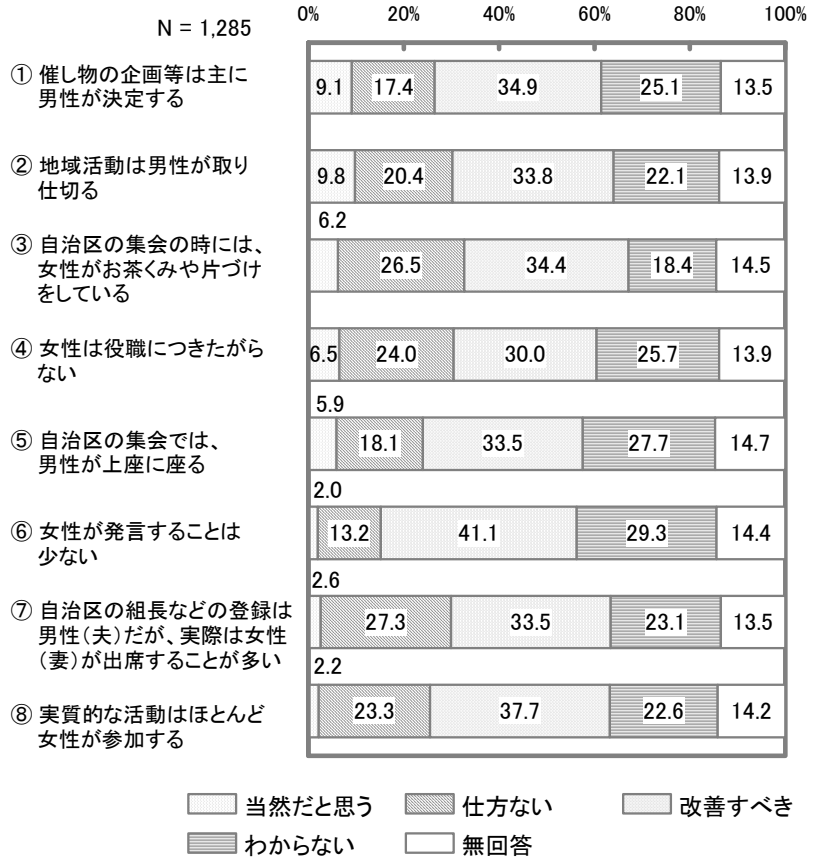
【あま市男女別】



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）
 全国 男女共同参画社会に関する世論調査（平成 24 年 10 月）
 愛知県 県政世論調査（平成 26 年度）

「地域活動は男性が取り仕切る」を「当然」又は「仕方ない」と思っている人は30.2%、「自治会の集会の時には、女性がお茶くみや片づけをしている」では32.7%「女性は役職につきたがらない」では30.5%となっています。

図 参加している地域活動における男女の役割分担について（意識）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

施策⑨ 家庭、地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
男女共同参画の理解を家庭や地域において普及させるため、男女問わず親子間のコミュニケーションを図る場や地域に参画するために必要な知識を学ぶための教育・学習機会を提供します。	乳幼児と親を対象とした幼児期家庭教育講座の開催	生涯学習課
	社会教育講座において、男女共同参画をテーマとした講座を開催	
	親と子が一緒に参加する親子ふれあい講座等の開催	生涯学習課 子育て支援課
	市民及び教職員等の人権意識向上を図るための人権教育講演会の開催（再掲）	学校教育課 生涯学習課
	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催（再掲）	人権推進課



基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進 (あま市女性活躍推進計画)

基本方針 5 政策決定過程への女性の参画の拡大

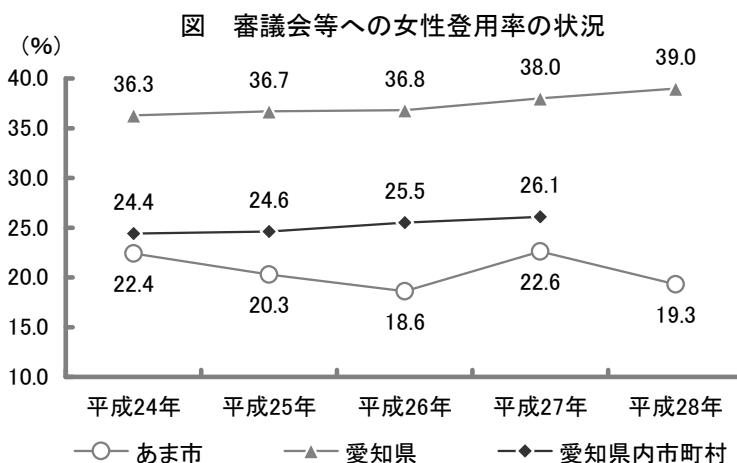
男女共同参画社会を実現していくためには、政策や方針の立案・決定過程において女性の参画を拡大していくことが重要です。

あま市では、平成 28 年 4 月 1 日現在で審議会等への女性の登用率は 19.3%で、愛知県や愛知県内市町村の登用率と比べると低い状況となっています。さらに、女性委員が一人もいない審議会等もあり、男女双方の意見が対等に反映されにくい状況が見られます。

そのため、男女双方の視点に立って市政を考えていくためにも、市の審議会等における委員の男女比率の均衡を図り、女性委員のいない審議会等を解消していく必要があります。また、各種講座による意識啓発や情報提供などを進め、参画意欲の促進を図るとともに、男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めていきます。

関連データ

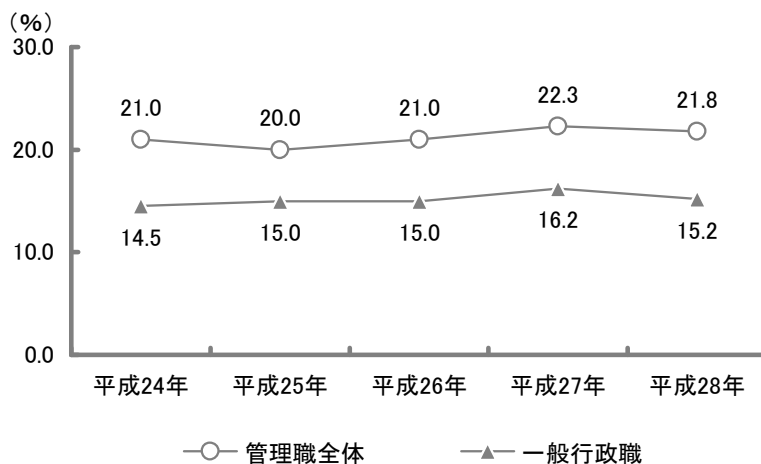
審議会等への女性登用率の状況をみると、愛知県や愛知県内市町村より低い値で推移しています。



資料：あま市 人権推進課（各年 4 月 1 日現在）
愛知県 県民生活部男女共同参画推進課（各年 4 月 1 日現在）
愛知県内市町村 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年 4 月 1 日現在）

女性管理職の状況をみると、管理職全体と一般行政職ともに平成27年までは増加傾向にありますが、平成28年に減少しており、管理職全体で21.8%、一般行政職で15.2%となっています。

図 あま市職員の女性管理職の状況



資料：人事秘書課（各年4月1日現在）

※管理職とは、課長及びこれに相当する職以上。出先機関の課長なども含む。

施策⑩ 審議会等への男女共同参画の促進

施策の内容	具体的な取組	担当課
政策決定過程への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。	審議会、委員会への女性の登用促進	関係各課
	審議会、委員会への女性の登用状況についての調査、結果公表の実施	人権推進課
	女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施や女性リーダーの育成	人事秘書課

施策⑪ 男女共同参画の推進を担う人材育成

施策の内容	具体的な取組	担当課
積極的に社会へ参画している女性を発掘し、人材育成を図ります。	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの受講候補者の推薦	人権推進課

基本方針 6 様々な分野における男女共同参画の拡大

核家族化や少子高齢化が進み、住民相互の社会的つながりが希薄化する中で、地域力を高めるためには、様々な分野において一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、男女がともに参画していくことが重要です。

市民意識調査をみると、地域活動における男女の役割分担などに差がある事柄については、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的な役職に就く慣習がある」「活動の準備や後片づけなどは女性が行う慣習がある」がいずれも30%以上となっており、男女が平等に参画できていないのが現状です。

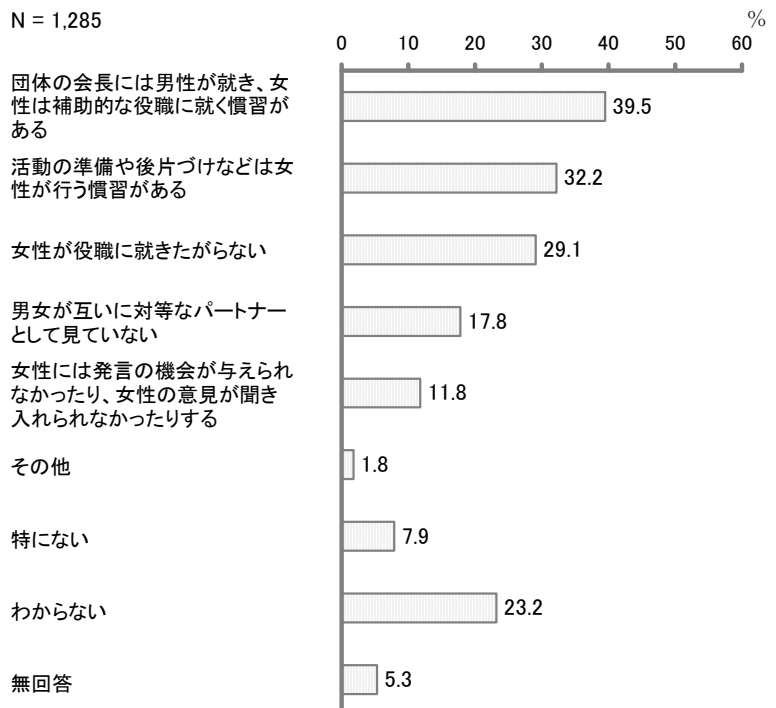
また、地域の防災活動を推進するに当たっての考え方では「防災は男女が共に担うものである」という意識を男女双方が持てるように行政や地域で取り組む必要がある」が50%以上と最も高くなっています。

そのため、様々な分野において女性の積極的な参画や男女共同参画の視点をいかした取組ができるよう支援や活動の場を提供し、地域力の向上に努めていきます。

関連データ

「団体の会長には男性が就き、女性は補助的な役職に就く慣習がある」の割合が39.5%と最も高く、次いで「活動の準備や後片づけなどは女性が行う慣習がある」の割合が32.2%、「女性が役職に就きたがらない」の割合が29.1%となっています。

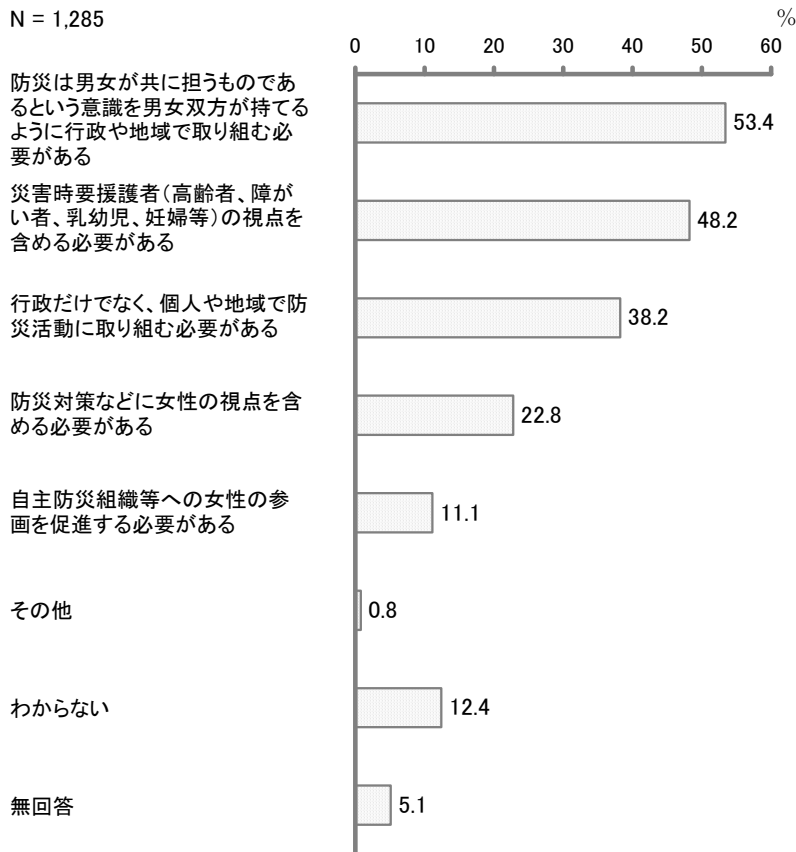
図 地域活動における男女の役割分担などに差がある事柄



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

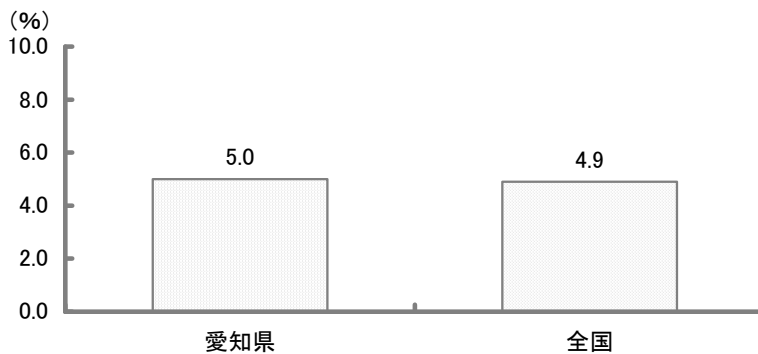
図 地域の防災活動を推進するに当たっての考え方

「防災は男女が共に担うものである」という意識を男女双方が持てるように行政や地域で取り組む必要がある」の割合が 53.4%と最も高く、次いで「災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等）の視点を含める必要がある」の割合が 48.2%、「行政だけでなく、個人や地域で防災活動に取り組む必要がある」の割合が 38.2%となっています。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）

図 自治会長に占める女性割合（平成 27 年度）



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

施策⑫ 男女共同参画の視点に立った地域活動団体への支援の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
地域活動において男女の参画を促し、地域活動団体の活性化を図るため、各種団体に対して支援を行います。	女性消防クラブ活動への支援	安全安心課
	交通安全を推進する女性運転者友の会への支援	
	地域活動団体への助成	企画政策課
	地域活動団体に対する情報交換や交流の場の提供	
	社会教育活動を担う女性団体への支援	生涯学習課

施策⑬ 防災分野における男女共同参画の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
防災分野において、男女のニーズの違いなど、男女の視点に配慮した防災活動を進めます。	市の防災会議への女性の登用	安全安心課

基本方針7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

仕事と家庭、地域活動等との生活を両立できる社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会につながるものであり、女性が社会で活躍していく上でも必要なことです。しかし、現実には、長時間労働や転勤が当然とされる男性を中心とした労働慣行が根強く、育児・介護等と両立して、十分に能力を発揮して働きたい女性が思うように活躍できない状況となっています。

市民意識調査によると、男女ともに理想として「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべて大切にしたい割合が高いにもかかわらず、現状では、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先している現状があります。

また、女性が安心して働き続けるために必要な事柄については、「夫や家族が理解し協力する」が70%以上、「職業（仕事）と家庭の両立に職場が理解し協力する」「育児・介護休業制度を定着させる」が約半数となっています。さらに、育児休業・介護休業をとる男性が少ない理由については、「職場の理解が得られないから」が約70%となっており、職場の理解や制度の充実が求められています。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりや男性中心型労働慣行を見直していくとともに、男女がともに働きながら子育てや介護に関われるよう意識改革や支援体制の充実に努めていきます。



関連データ

理想については、「「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしたい」の割合が男性で23.2%、女性で24.1%とそれぞれ最も高くなっています。

一方で、現実については、男性で「「仕事」を優先している」の割合が33.1%と最も高くなっています。女性で「「家庭生活」を優先している」の割合が33.5%と最も高くなっています。

表 男女別ワーク・ライフ・バランスについて

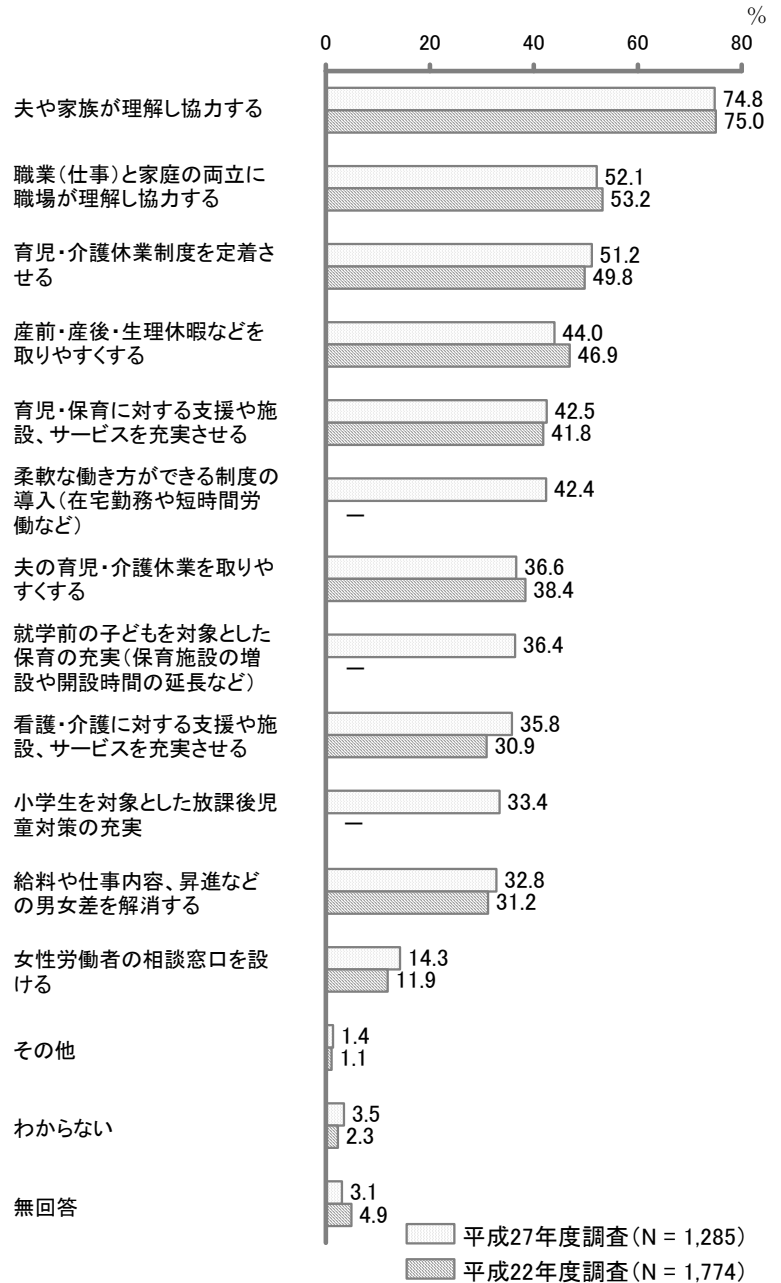
単位：%

	理想		現実	
	男性 (N=568)	女性 (N=704)	男性 (N=568)	女性 (N=704)
「仕事」を優先している(したい)	2.6	2.0	33.1	12.8
「家庭生活」を優先している(したい)	13.9	16.8	12.9	33.5
「地域・個人の生活」を優先している(したい)	3.2	2.6	1.6	1.0
「仕事」と「家庭生活」をともに優先している(したい)	22.5	16.5	16.7	16.1
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している(したい)	2.8	2.3	4.0	2.7
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している(したい)	5.3	6.5	2.5	5.0
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしている(したい)	23.2	24.1	5.5	4.4
その他	1.1	0.7	1.1	1.0
わからない	4.9	6.8	6.2	7.1
無回答	20.4	21.7	16.5	16.5

資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

図 女性が安心して働き続けるために必要な事柄

「夫や家族が理解し協力する」の割合が 74.8%と最も高く、次いで「職業（仕事）と家庭の両立に職場が理解し協力する」の割合が 52.1%、「育児・介護休業制度を定着させる」の割合が 51.2%となっています。



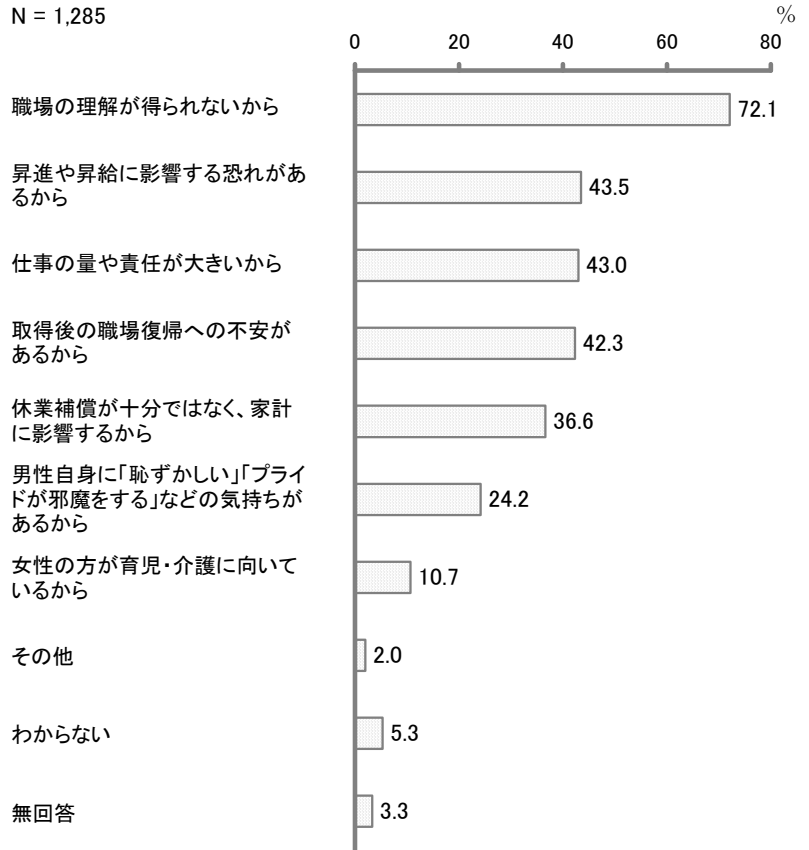
資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）

※平成 22 年度調査には「柔軟な働き方ができる制度の導入（在宅勤務や短時間労働など）」、「就学前の子どもを対象とした保育の充実（保育施設の増設や開設時間の延長など）」、「小学生を対象とした放課後児童対策の充実」の選択肢はありませんでした。

図 育児や介護で休みをとる男性が少ない理由

「職場の理解が得られないから」の割合が 72.1%と最も高く、次いで「昇進や昇給に影響する恐れがあるから」の割合が 43.5%、「仕事の量や責任が大きいから」の割合が 43.0%、「取得後の職場復帰への不安があるから」の割合が 43.0%となっています。

N = 1,285



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）

施策⑭ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

施策の内容	具体的な取組	担当課
広報や市のホームページを活用して、ワーク・ライフ・バランスの必要性について普及啓発や情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発	人権推進課
	休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知	産業振興課
	県で登録をされたファミリー・フレンドリー企業の紹介	

施策⑮ 多様な保育サービスの充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
社会に参画しながら安心して子育てができるように、多様なニーズに応じた保育サービスを提供します。	産前産後休暇、育児休業終了後の就労に対応した低年齢児保育事業の実施	子育て支援課
	保護者の就労時間の多様化に対応した延長保育事業の実施	
	保護者の就労、疾病など一時的に保育が必要なときに利用できる一時預かり事業の実施	
	出産、育児休業後スムーズに復職できるように育児休業あけ予約事業の実施	
	集団保育が可能な障がい児保育の実施	
	病児・病後児保育の実施	

施策⑯ 地域における子育て支援の環境づくり

施策の内容	具体的な取組	担当課
仕事と育児の両立支援や地域住民の相互支援による育児負担軽減を図ります。	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て支援課

施策⑰ 放課後児童対策の実施

施策の内容	具体的な取組	担当課
放課後も安心して充実した時間が過ごせるよう、児童の放課後の健全育成に努めます。	放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施	子育て支援課

施策⑱ 障がいのある子どもへのサービスの充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等における支援を行います。	放課後等デイサービス、日中一時支援事業の実施	社会福祉課

施策⑲ 介護保険制度の周知とサービスの充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者ができる限り住み慣れた地域で家族と暮らせるよう、介護に関する制度の周知を図るとともに介護予防事業を行います。	広報や市ホームページ、介護サービスガイドブック等による介護予防事業や居宅サービスの周知	高齢福祉課
	介護予防事業の推進	高齢福祉課 健康推進課 人権推進課

施策⑳ 介護者への支援の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
在宅で家族を介護する人が、悩みや不安を話したり、情報交換する場である介護者の会の活動を支援し、介護者の孤立を防ぎ、精神的負担の軽減を図ります。	「介護者のつどい」による介護者への支援	高齢福祉課
	交流の場である「ふれあいカフェ（認知症カフェ）」の設置	

施策㉑ 男性が家庭・地域に参画しやすい職場環境づくりの推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
男性が家庭や地域に積極的に関わっていけるよう、職場における男女共同参画の理解の促進に努めます。	男性職員の育児休暇取得の促進	人事秘書課
	休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知（再掲）	産業振興課

基本方針 8 誰もが働きやすい職場環境づくり

働く女性が増加する一方、M字カーブ問題等が解決されていない中で、男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法の改正等により、女性の働く環境は改善されつつありますが、現実には、雇用形態や賃金、昇進昇格において、いまだ男女の間に格差があるのが現状です。

市民意識調査によると、職場において昇進・昇級・賃金において性別による差があると答えた人は、50%以上を占めています。

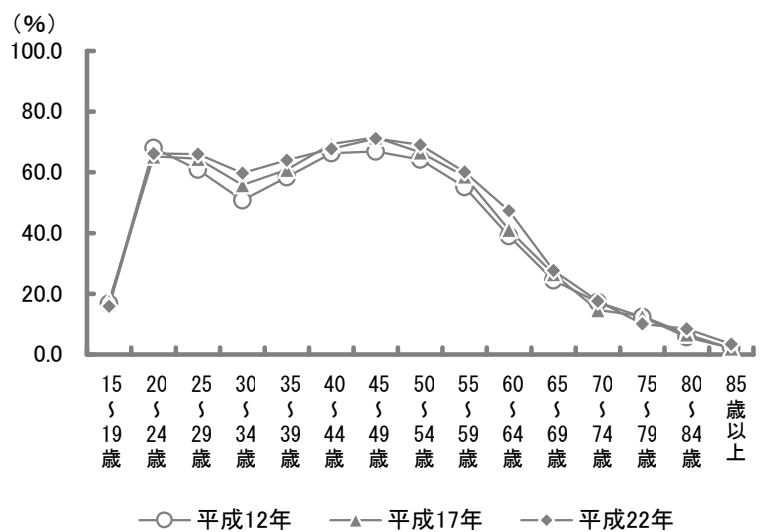
そのため、市内の企業や労働者に対して女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの周知を図り、男女が平等に安心して働ける職場づくりを推進します。また、子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力がいかされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していきます。

さらに、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱い（マタニティ・ハラスメント）等の根絶に向けて、一層の啓発活動を進めていきます。

関連データ

女性の就業率を年齢別で見ると、あま市においても30歳代を底とするM字カーブを描く傾向がみられます。しかし、30歳代での就業率の落ち込みは徐々に緩やかになっており、40歳代以降の就業率も高くなる傾向が見られます。

図 女性の年齢別就業率の推移（あま市）

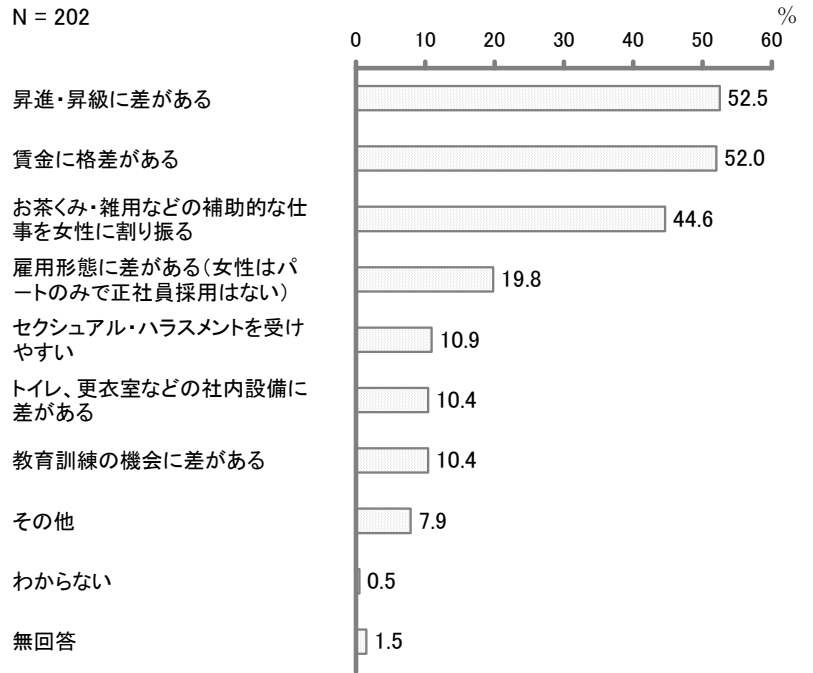


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図 職場での男女の格差

「昇進・昇級に差がある」の割合が 52.5%と最も高く、次いで「賃金に格差がある」の割合が 52.0%、「お茶くみ・雑用などの補助的な仕事を女性に割り振る」の割合が 44.6%となっています。

N = 202



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）

施策⑳ 男女の雇用平等に向けた啓発、情報提供

施策の内容	具体的な取組	担当課
市のホームページやチラシなどを活用して、働きやすい環境整備のための情報を市民や企業に提供します。	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知	産業振興課
	女性の再就職のためのセミナー等の情報提供	人権推進課

施策㉓ 職域の拡大

施策の内容	具体的な取組	担当課
性別に捉われず、一人ひとりの能力や適性を考慮した職員配置を進めます。	性別に捉われない人事管理の推進	人事秘書課

施策㉔ 商工業、農業等自営における男女共同参画の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
実質的に共同経営をしている女性が、対等なパートナーとして方針決定や経営に参画することができるよう情報提供や意識啓発を行います。	家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備についての普及・啓発	産業振興課
	農業における家族経営協定の締結の促進	

施策⑳ 働きやすい職場環境の整備

施策の内容	具体的な取組	担当課
<p>労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月 1 回市役所で相談に応じます。</p>	<p>巡回労働相談の実施</p>	<p>産業振興課</p>
<p>事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。</p>	<p>特定社会保険労務士による派遣労働相談</p>	
<p>様々なハラスメントに対しての啓発事業を実施します。</p>	<p>広報等によるハラスメントに関する情報提供</p>	<p>人権推進課 産業振興課</p>

基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

基本方針 9 高齢者、障がい者、外国人等への支援

本市の高齢化率は増加傾向にあり、県より高い水準にあります。女性の平均寿命は男性より長く、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける傾向にあります。高齢期女性の低年金、無年金問題、さらには虐待や消費者被害等の人権侵害が社会問題となっています。

そこで、高齢者が社会から孤立することなく住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生きがい活動や介護予防の充実を図るとともに、社会活動などへの参加を働きかけていきます。

障がい者については、障がいについての無理解・無関心が、障がい者の自立や社会参加を阻んでいる要因にもなっていることから、人権意識の普及・啓発を推進し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律等を踏まえて、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、社会参加や、就労を支援するためのサービスの利用を促進し、障がい者が地域で自立した生活を送り、自分らしい生き方ができるよう支援していきます。

さらに、虐待や消費者被害に遭いやすい高齢者、障がい者を見守るための地域の連携ネットワークを整備し、保護者（家族）の介護負担が軽減されるよう多様なサービスの充実にも取り組んでいきます。

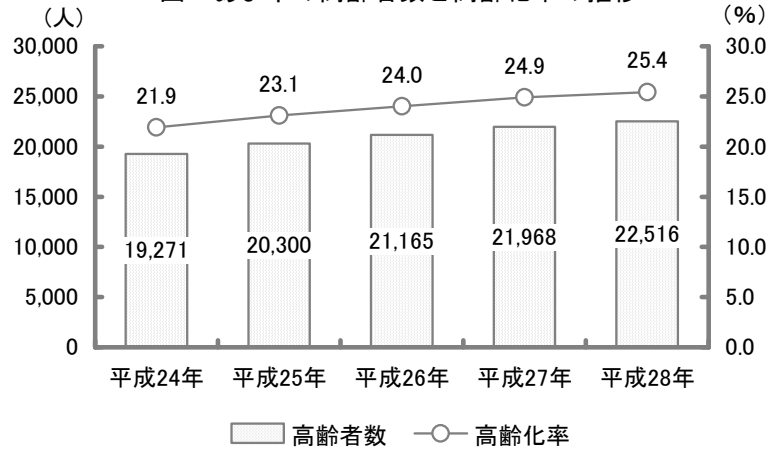
外国人においては、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立など外国籍であるがための不便や差別があることに加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しながら、国境を越えた相互交流、日本で生活する外国人への教育、多言語での情報提供や相談体制の整備を図っていきます。

関連データ

高齢者（65歳以上）人口は増加傾向にあり、平成28年4月1日現在で22,516人となっています。

高齢化率も、増加傾向にあり、平成28年4月1日現在25.4%となっています。

図 あま市の高齢者数と高齢化率の推移

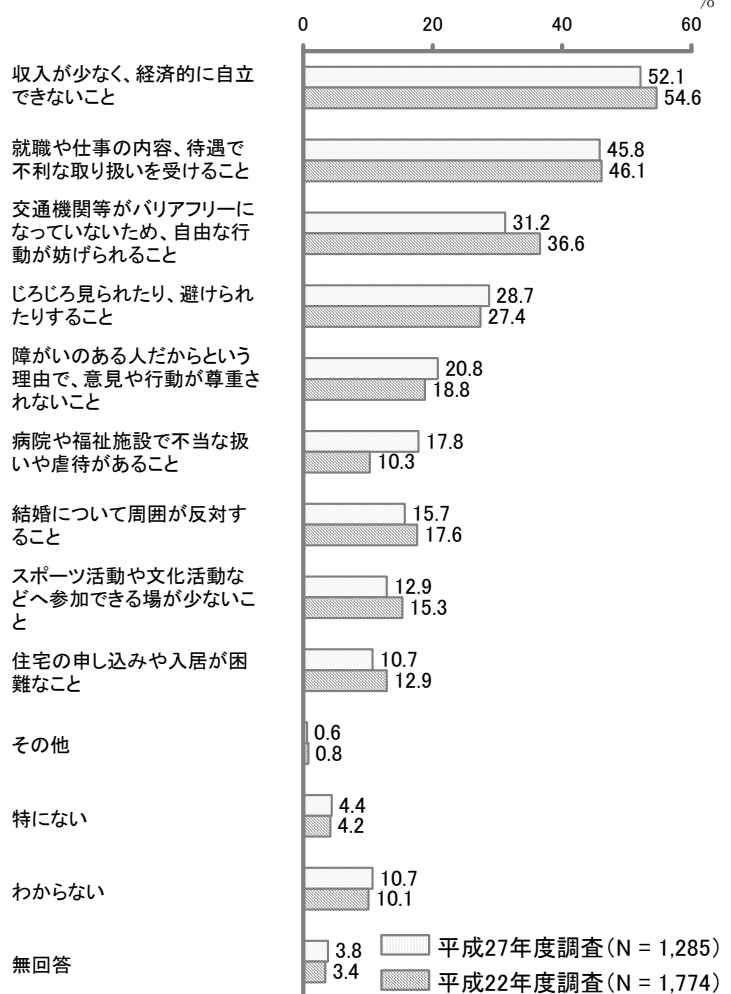


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

「収入が少なく、経済的に自立できないこと」の割合が52.1%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取り扱いを受けること」の割合が45.8%、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」の割合が31.2%となっています。

平成22年度調査と比較すると、「病院や福祉施設で不当な扱いや虐待があること」の割合が7.5ポイント増加しています。

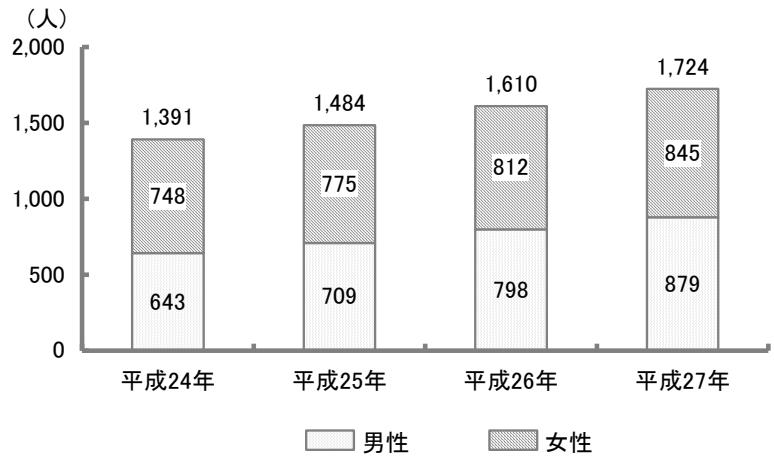
図 障がいのある人に関する人権上の問題について



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

外国人住民数は増加傾向にあり、平成27年12月31日現在で男性外国人が879人、女性外国人が845人、合計1,724人となっています。

図 あま市の外国人住民数の推移



資料：市民課（各年12月31日現在）

施策⑳ 高齢者の社会参画促進

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者が生きがいを持って積極的に社会に関わっていただけるような機会を提供します。	生涯学習やスポーツ活動に参加できる機会の充実	生涯学習課 スポーツ課
	シルバー人材センターへの支援	高齢福祉課
	ボランティア活動の啓発による社会参加の促進	

施策⑳ 高齢者の生活自立のための取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、環境の整備を図り、地域社会全体で高齢者の生活を支援します。	介護予防事業の推進（再掲）	高齢福祉課 健康推進課 人権推進課
	生きがい対策とひきこもり防止のための男性高齢者を対象とした料理教室の開催	健康推進課
	外出の際の緊急時の連絡先などを記載できる安心カードの普及	高齢福祉課
	高齢者虐待に関する周知・啓発	
	高齢者の成年後見制度の活用促進	
	ICT※を活用した医療と介護サービスの連携	産業振興課
	消費者被害未然防止のための情報提供	
	消費生活相談の実施	

施策㉑ 高齢者の現状把握と相談業務の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう相談業務を充実させます。	高齢者や家族に対する総合的な相談支援	高齢福祉課
	高齢者虐待対応マニュアルの活用	
	高齢者地域見守り体制の充実（高齢者地域見守り協定）	

※ICT・・・Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことをいいます。

施策⑳ 障がい者の人権に関する意識啓発

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がい者の人権について理解を深めるため、人権意識の普及・啓発を推進します。	広報、市ホームページ等による障がい者の人権に関する情報提供と意識啓発	人権推進課

施策㉑ 障がい者の社会生活力向上のための取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がい者が地域で安心して暮らせるように、介助者が様々な制度を活用しながら、仕事と介護・介助が両立できるように、情報提供と環境整備に努めます。	障がい者の社会参加を一層推進するための支援	社会福祉課
	外出に伴う支援や補装具等の給付	
	日中活動の場及び短期入所等サービスの提供	
	就労促進のための情報提供と相談支援	
	手話通訳者による窓口対応や派遣等	スポーツ課
	スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の提供	社会福祉課
	障がい者に対する手当等制度の周知と継続	社会福祉課 保険医療課

施策㉒ 地域福祉推進のネットワークの構築

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がい者の虐待防止や権利擁護、地域移行・地域定着支援などといった地域福祉推進のためのネットワークの構築に向けた取組を行います。	海部東部障害者総合支援協議会の機能の充実	社会福祉課

施策⑳ 外国人が安心して暮らせるための環境づくり

施策の内容	具体的な取組	担当課
市内に在住している外国人が言葉を気にせず安心して生活できるよう、生活関係情報を入手しやすい環境づくりや相談体制を充実させます。	防災マップや生活便利帳など市の広報物を多言語に翻訳	企画政策課
	市ホームページにおける多言語表記の実施	
	相談時における関係情報の入手	
	市民団体による外国人を対象とする日本語教室の充実	
	市民団体との連携による国際交流事業の推進	

施策㉑ 外国人児童生徒の教育への配慮

施策の内容	具体的な取組	担当課
外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめとする適切な支援を行います。	必要に応じた日本語指導とスクールサポーターの配置	学校教育課
	スクールサポーターによる外国人児童生徒の教育支援の充実	

基本方針 10 貧困等生活上の困難に直面する人々への支援

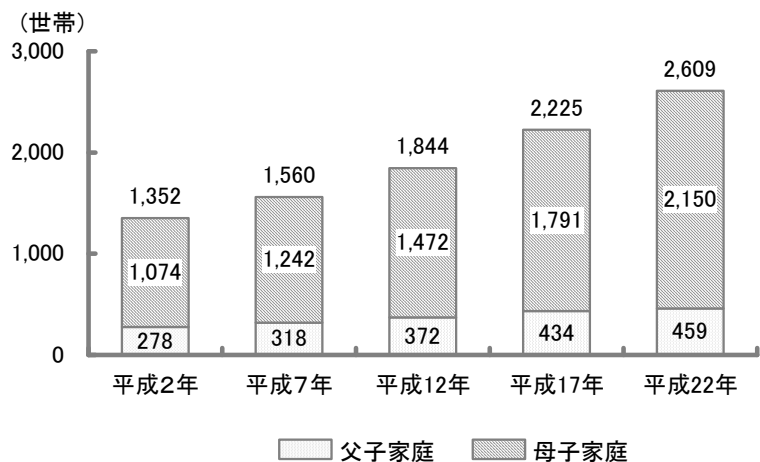
単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造が変化している中で、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。厚生労働省の調査によると、母子世帯のうち46.5%が年間所得額200万円未満であり、49.4%が生活を「大変苦しい」と感じています。

このため、ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るため、きめ細かなサービスを提供していくとともに、就労支援や経済支援の充実に努めるほか、日常生活上困ったこと、悩みなどを抱えた時に気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

関連データ

ひとり親家庭の数は父子家庭、母子家庭とも増加しており、母子家庭は平成2年から平成22年までの20年間で約2倍になっています。

図 あま市のひとり親家庭の世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

表 あま市の生活困窮者相談件数

	平成27年度
生活困窮者相談件数	232件

資料：社会福祉課

施策③④ ひとり親等生活困窮者への支援

施策の内容	具体的な取組	担当課
ひとり親等生活困窮者の生活が安定するように福祉制度を充実させ、様々な支援を行います。	母子・父子自立支援員による就業相談	子育て支援課
	母子家庭等自立支援給付金の支給や母子・父子寡婦福祉資金の貸付事業の実施	
	生活に関わるあらゆる相談にきめ細かに対応するための母子家庭等相談の実施	
	児童扶養手当や遺児手当（県・市）の支給	
	ひとり親家庭の子どもへの学習支援	
	女性の再就職のためのセミナー等の情報提供（再掲）	人権推進課
	医療費の自己負担額助成	保険医療課
	就学援助費の支給	学校教育課
生活困窮者への支援	社会福祉課	



基本方針 11 性的少数者、複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

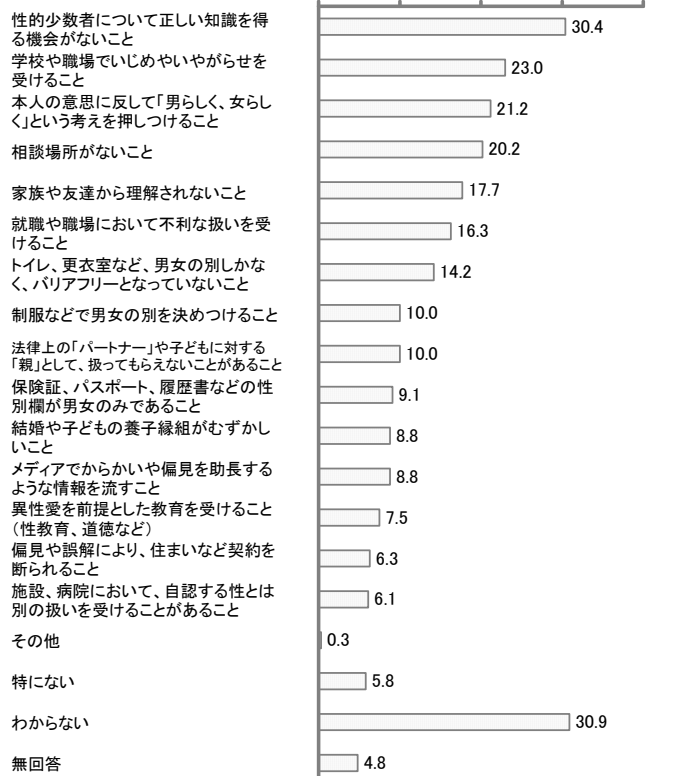
性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題等の困難を抱えた人であることなどに加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。

市民意識調査によると、性的少数者※の人々に関する人権上の問題については、「わからない」「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」の割合が高くなっており、広く市民に対して多様な性のあり方への理解を深める取組が必要となっています。

そのため、様々な困難を抱える人々が、自立や社会参画への意欲が妨げられることなく安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に立ってそれぞれの状況に配慮した取組を進めていきます。

図 性的少数者の人々に関する人権上の問題について

N = 1,285



関連データ

「わからない」の割合が30.9%と最も高く、次いで「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」の割合が30.4%、「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」の割合が23.0%となっています。

資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

施策⑳ 人権尊重を基盤とした取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
L G B T*など性的少数者についての理解を促進するとともに、複合的に困難な状況に置かれている人々が安心して暮らしていけるよう、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を進めていきます。	啓発パンフレットの作成（再掲）	人権推進課
	広報、パンフレット、市ホームページ等による情報の提供（再掲）	
	人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催（再掲）	
	啓発用DVDの貸出し	
	L G B Tなどに関するセミナーや啓発パンフレットの作成	
	人権尊重の精神を身につけるための道德教育の実施（再掲）	学校教育課

※L G B T・・・1 ページ用語解説参照

基本方針 12 相談業務の充実

あま市では、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談、同和問題を抱えた人、外国人の生活相談など、様々な困難を抱える人々への支援として相談事業を実施しています。しかし、市民意識調査によると、人権問題に関する施策の認知状況については、「人権相談事業の実施」は 7.4%と、前回調査と同様に、認知度は低い状況にあります。

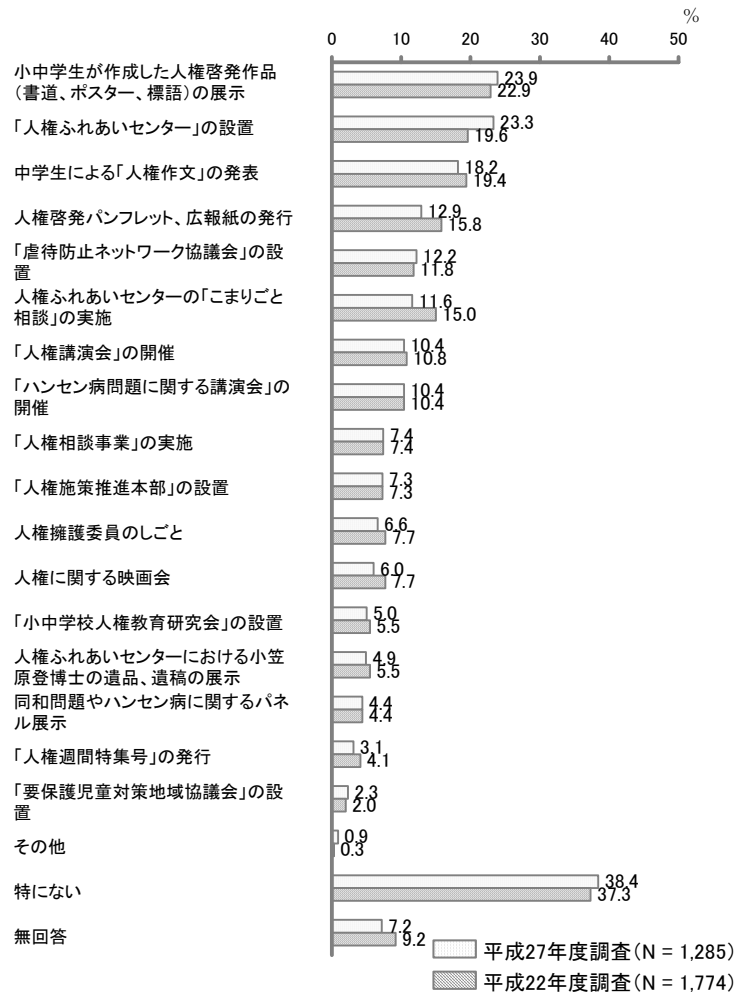
そのため、誰もがこのような相談窓口を身近に感じ、気軽に相談できる環境を整え、広く相談窓口の周知を図るとともに、相談員の資質の向上に努めていきます。また、各相談機関との連携を図り、相談内容に応じて、速やかに適切な支援に結びつけることができるよう、きめ細かな相談支援体制を構築していきます。

関連データ

「特にない」の割合が 38.4%と最も高く、次いで「小中学生が作成した人権啓発作品（書道、ポスター、標語）の展示」の割合が 23.9%、「人権ふれあいセンター」の設置」の割合が 23.3%となっています。

平成 22 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

図 人権問題に関する施策の認知状況



資料：人権に関する市民意識調査（平成 27 年度）

施策⑳ 相談体制の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
<p>女性や子どもに関する人権問題をはじめ、高齢者、障がい者、外国人、同和問題等人権に関わる様々な問題に対応するため、人権擁護委員等による身近な相談窓口や専門家による相談窓口を開設しています。</p>	<p>広報、市ホームページ等を利用した相談開催日の周知</p>	<p>関係各課</p>
	<p>相談関係機関との連携強化</p>	

基本目標 5 生涯を通じた健康支援

基本方針 13 心とからだの健康づくりへの支援

生涯にわたって健康で自分らしい生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件であり、男女の異なる健康上の問題を社会全体で総合的に支援することが必要です。

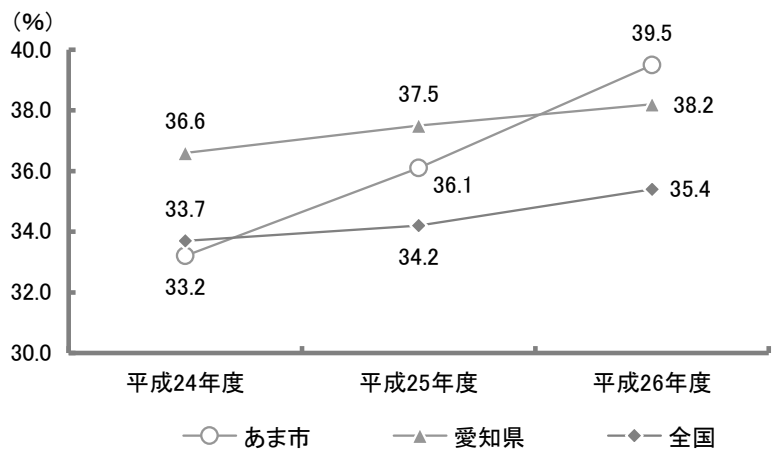
そのため、市民一人ひとりが生涯を通じて健康を保持できるよう、各ライフステージに応じた各種健診等を充実させ、生活習慣病予防やその他の疾病予防に関する様々な情報提供・健康相談事業を実施し、男女が主体的に性差に応じた心と体の健康づくりに取り組むことを支援します。また、性別や年齢にかかわらず、すべての人がスポーツ活動に取り組む環境づくりも進めていきます。

関連データ

特定健診の受診率の推移は、平成 24 年度 33.2%、平成 25 年度 36.1%、平成 26 年度 39.5%と年々増加傾向となっています。

愛知県や全国と比較すると、平成 26 年度で国より 4.1 ポイント、愛知県より 1.3 ポイント高い状況となっています。

図 特定健診の受診率の推移



資料：あま市 法定報告

国、愛知県 市町村国保特定健康診査・
特定保健指導実施状況概況報告書

施策⑳ 健康増進事業の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
市民が自らの健康について自覚を深め、継続的で主体的に生涯を通じて健康づくりに取り組めるよう支援します。	各種検診・健康診査の実施	健康推進課
	健康教室の開催	
	健康相談の実施	
	健康づくりボランティアの活動支援	
	がん予防に関する生活習慣の知識の普及	
	臨床心理士による心の悩みなどの個別相談の実施	

施策㉑ 地域スポーツの推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
スポーツを通じた健康づくりを進めるため、地域で気軽にスポーツに親しむための取組を行います。	気軽に参加できるスポーツイベントの開催	スポーツ課
	スポーツを推進している団体への支援	

基本方針 14 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産は女性にとって心身ともに大きな変化があり、女性の健康支援にとっても大きな節目となります。近年の晩婚化の傾向により、出産年齢は上昇傾向にあり、出産に伴うリスクが大きくなることが懸念されます。

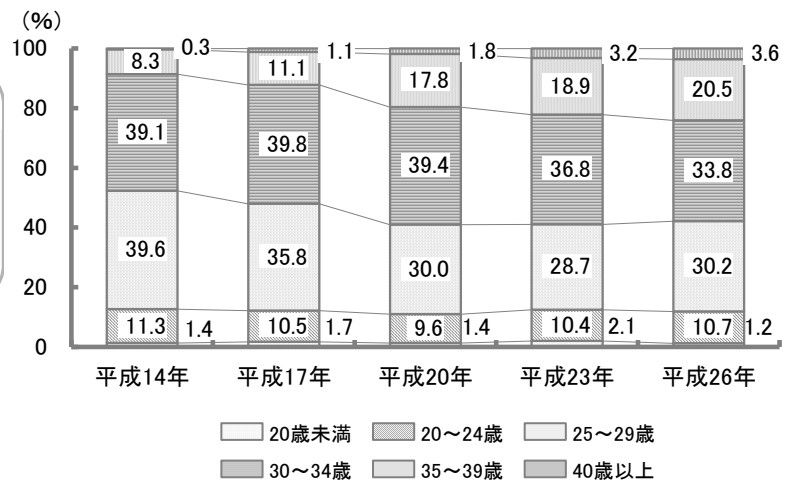
そのため、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制を充実させていきます。

また、身体の発達とともに子どもの性の早熟化が進んでおり、望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防についての的確な判断ができるよう、早い時期からの思春期保健対策を進めていきます。

関連データ

全出生児の母の年齢階級割合の推移は、35歳以上で増加傾向となっています。

図 出生児の母の年齢階級別割合の推移



資料：愛知県衛生年報

施策⑳ 母子保健事業の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
妊娠中から健やかな子どもを産むことができるよう、妊婦健診をはじめとする支援体制を充実させます。	妊婦健康診査費用の助成	健康推進課
	産後健康診査費用の助成	
	妊娠中の不安の軽減、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施（再掲）	
	妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室の開催	
	一般不妊治療費の助成	
	利用者支援事業の実施	

施策㉑ 学校等との連携による思春期保健の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
学校等との連携を図り、男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるよう情報提供を行います。	発達段階に応じた適切な性教育やHIV/エイズ等の教育の推進	学校教育課 健康推進課 人権推進課

基本方針 15 女性特有の疾患に対する支援

女性は、子宮がんや乳がん、更年期障害など、女性特有の疾患を経験する可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

子宮がんや乳がんに罹患する女性は増加傾向にある中、あま市では、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率は低い状況であり、特に子宮頸がん検診の受診率は県と比較して低い状況です。がん対策は早期発見・早期治療が最も有効な手段であることから、受診率向上が課題となっています。

そのため、子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、市民に検診の重要性を周知し、受診勧奨に努め、受診率向上を目指していく必要があります。

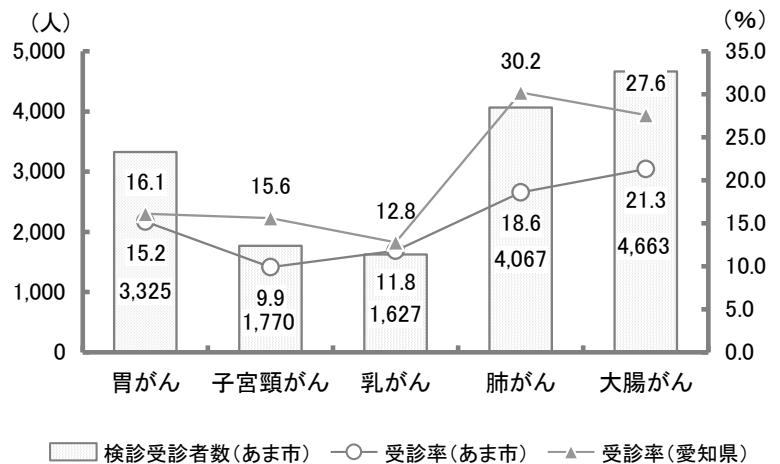
また、思春期、子育て期、更年期、老年期というライフステージごとの課題に応じた健康づくりを図ることで、女性が様々な活動に参画できるよう支援していきます。

関連データ

大腸がんの受診率が21.3%、肺がんの受診率が18.6%、胃がんの受診率が15.2%、乳がんの受診率が11.8%、子宮頸がんの受診率が9.9%となっています。

すべての検診受診率が県より低くなっています。

図 がん検診受診者数及び受診率（平成 26 年度）



資料：愛知県 健康福祉部 保健医療局健康対策課

施策④① 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援

施策の内容	具体的な取組	担当課
<p>女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、子宮がん・乳がんに関する適切な知識やがん検診の必要性について、情報提供、普及啓発に努め、検診の受診率向上を目指します。</p>	<p>節目対象者における子宮頸がん、乳がんの無料検診の実施</p>	<p>健康推進課</p>
	<p>妊娠期の子宮頸がん検診費用の助成</p>	
	<p>女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供</p>	<p>健康推進課 人権推進課</p>

基本目標 6 暴力の根絶のための基盤づくり

(あま市DV防止基本計画)

基本方針 16 暴力の根絶に向けた意識啓発

配偶者や恋人など親密なパートナーからの暴力（DV）による被害の相談件数が全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を図る上で克服すべき重大な課題です。DV被害者の多くは女性であり、その背景には男女の不平等な関係や経済力の格差などが存在しています。

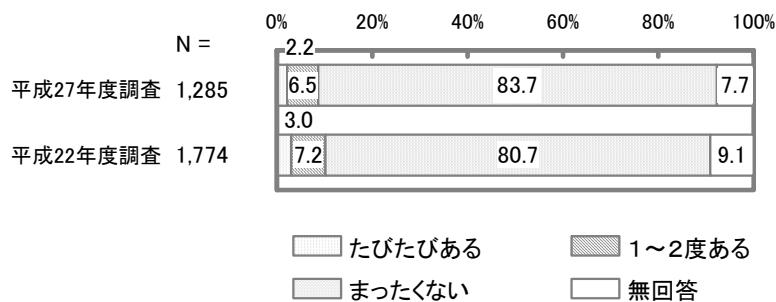
また、セクシュアル・ハラスメント、児童虐待、性暴力、ストーカー等の暴力も、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、社会構造の複雑化や性別による固定観念が引き金となっている場合もあります。

そのため、これらの暴力を未然に防ぐために、「どのような暴力も絶対に許さない」という意識を徹底させ、加害者にも被害者にもならない意識づくりを推進していきます。

関連データ

「たびたびある」と「1～2度ある」をあわせた“ある”の割合が8.7%となっています。

図 DVを受けた経験



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）



図 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

施策④② 暴力防止に関する啓発・情報提供の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくための啓発と情報提供を推進します。	啓発パンフレットの作成	子育て支援課 人権推進課 産業振興課
	DVやセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶に向けた広報、市ホームページ等による啓発と情報提供	

基本方針 17 犯罪防止に配慮した環境整備

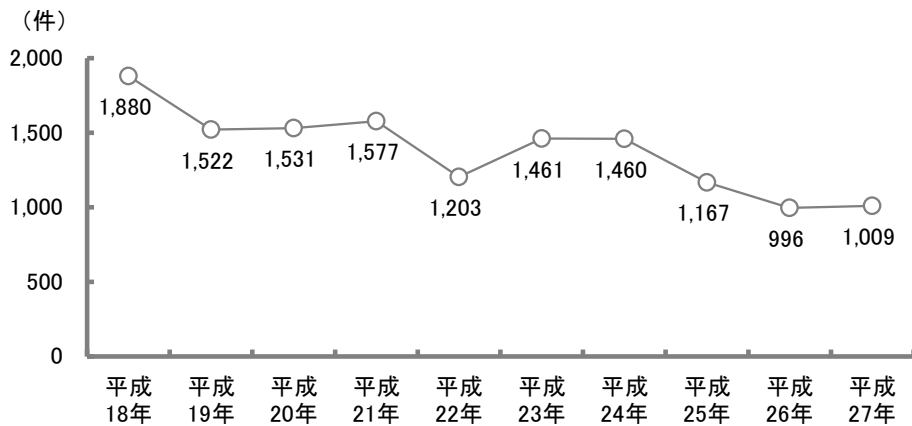
近年では、都市化、高齢化の進行、人間関係の希薄化や、単身世帯の増加など様々な社会構造の変化に伴い地域における連帯意識が薄れ、地域社会の犯罪抑止機能の低下が懸念されています。

あま市における平成 27 年中の犯罪発生件数は 1,009 件となっており、近年は横ばい傾向にあります。また、平成 27 年度のあま市不審者情報配信メールの件数は、31 件となっており、不審者やわいせつ等、主に女性や子どもを狙った犯罪や犯罪の前兆と思われる情報も多数寄せられています。

そのため、犯罪を未然に防止するために、市民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、地域が連携して犯罪が発生しにくい環境づくりを進めていきます。

関連データ

図 あま市における刑法犯の認知件数（平成 18 年～平成 27 年）



資料：安全安心課

表 あま市の刑法犯認知件数（平成 27 年）

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	合計
認知件数 (割合)	7 (0.7%)	47 (4.7%)	755 (74.8%)	25 (2.5%)	4 (0.4%)	171 (16.9%)	1,009 (100.0%)

表 あま市不審者情報配信メールの種類別件数（平成 27 年度）

	不審者	わいせつ 行為	振り込め 詐欺	窃盗	その他	合計
配信件数	7	5	7	12	0	31

資料：安全安心課

施策④③ 地域における防犯対策の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
市と市民が連携して犯罪被害にあわないための活動や犯罪を抑制する環境整備の充実に努め、犯罪を起こさせない地域づくりを進めます。また、防犯意識を高めるための活動を推進します。	おはこんあいさつ運動の推進（再掲）	安全安心課 子育て支援課
	防犯啓発プレートの配布	安全安心課
	自転車防犯パトロールの推進	
	青色防犯パトロール団体の設置	
	地域防犯灯の設置支援	
	広報、市ホームページ、街頭啓発等による情報提供や啓発活動	総務課 安全安心課
	公用車の青色防犯パトロール車化	

基本方針 18 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

DVや子ども等の虐待の対応には、発見、相談から一時保護や、自立生活の支援などの様々な支援が必要で、関係する機関が情報を共有し、連携して取り組む必要があります。

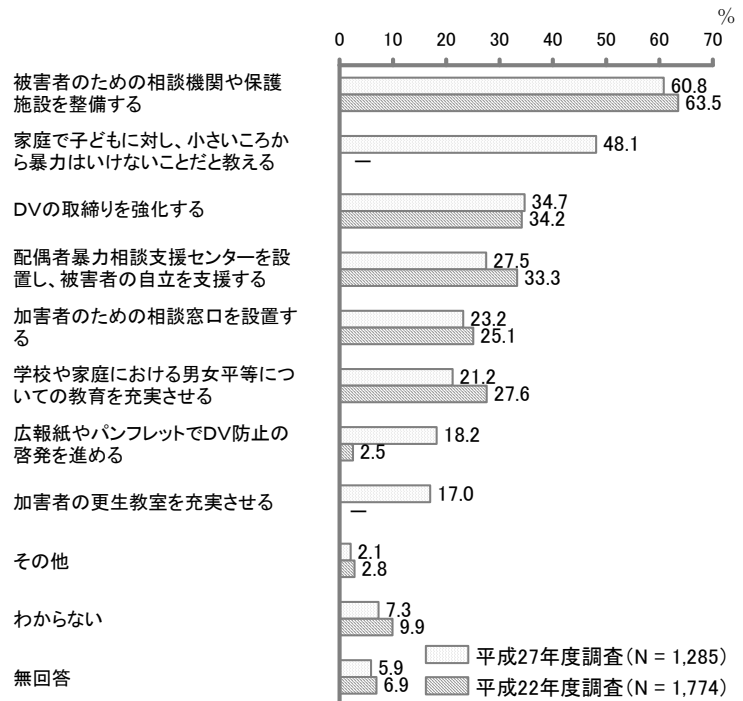
市民意識調査によると、DVを防止するために必要な事柄については、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が60.8%と最も多く、被害者救済のための社会資源が必要とされています。

そのため、今後は相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに、関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めていきます。また、被害からの回復のための取組を進め、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応していきます。

関連データ

「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」の割合が60.8%と最も高く、次いで「家庭で子どもに対し、小さいころから暴力はいけないことだと教える」の割合が48.1%、「DVの取締りを強化する」の割合が34.7%となっています。

図 DVを防止するために必要な事柄



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

※平成22年度調査には、「家庭で子どもに対し、小さいころから暴力はいけないことだと教える」「加害者の更生教室を充実させる」の選択肢はありませんでした。

施策④④ 相談・支援体制の充実と周知

施策の内容	具体的な取組	担当課
DVや虐待に関する相談窓口を広く周知し、被害の早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を充実し、被害者の実情に応じた切れ目のない支援を行います。	DV被害者の安全確保と一時保護の実施	子育て支援課
	窓口のワンストップ化の推進	
	相談員の資質向上	
	住民基本台帳の閲覧等に関する取扱いの周知徹底	市民課
	リーフレットや広報、市ホームページによる相談窓口等の情報提供	高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課 人権推進課
	あま市虐待等防止ネットワーク協議会によるDV被害者支援体制の充実	

第4章

計画の推進

1 庁内における計画推進体制の充実

男女共同参画を進める上で、行政の果たす役割は大きく、施策はあらゆる分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画の視点をもって事業実施に取り組むことが重要です。

また、全庁あげて男女共同参画を推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局と連絡調整を図りながら整合性をもって各施策に効果的に取り組みます。また、職員一人ひとりに対しては、男女共同参画に関する研修や男女共同参画の施策を推進する中で、男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

2 市（行政）、市民、事業者等との連携

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして理解し、自主的に取り組んでいくとともに、事業所等の主体的な参画が重要です。市（行政）、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を進め、事業の協働実施等の取組を推進します。

3 計画推進のための進行管理と評価

本計画をより実効性のあるものとするためには、施策の効果などを検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。そのために男女共同参画に対する市民意識調査をおおむね5年をめぐりに実施し、様々な取組に市民の意識を反映し、その浸透度や施策の効果を検証します。また、本計画に位置づけられる取組については、関連する部署において1年に1回実施状況を確認し、公表します。さらに、「あま市男女共同参画審議会」において計画の検討・見直しを行います。

4 数値目標

評価指標	策定時	現状値	目標値 平成 33 年度
基本目標 1 男女共同参画の理解の促進			
男女共同参画講演会の参加者数	—	230 人 (平成 26 年度)	400 人
【市民意識の変化】 「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合	43.3% (平成 22 年度)	44.2% (平成 27 年度)	53.0%
【市民意識の変化】 日常的な仕事をしない男性の割合* ※前回と設問の選択肢がことなるため、今回は「主に妻が行う」と回答した人の割合としています。	食事のしたく	48.3% (平成 22 年度)	61.3% (平成 27 年度)
	子どもの世話	13.5% (平成 22 年度)	37.3% (平成 27 年度)
こんにちは赤ちゃん訪問事業割合	70.0% (平成 23 年度)	88.4% (平成 27 年度)	100.0%
【市民意識の変化】 「自分の周りで子どもを虐待しているのではないか」と思ったことがある人の割合	9.2% (平成 22 年度)	13.5% (平成 27 年度)	0.0%
基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実			
幼児期家庭教育講座の定員に対する参加者率	70.0% (平成 23 年度)	100.0% (平成 27 年度)	80.0%
【市民意識の変化】 家庭生活において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	31.6% (平成 22 年度)	32.8% (平成 27 年度)	41.0%
人権教育講演会の参加者数	600 人 (平成 23 年度)	800 人 (平成 27 年度)	800 人
【市民意識の変化】 学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	61.4% (平成 22 年度)	61.2% (平成 27 年度)	71.0%
【市民意識の変化】 地域社会において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	32.4% (平成 22 年度)	33.7% (平成 27 年度)	42.0%

評価指標	策定時	現状値	目標値 平成 33 年度
基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）			
審議会、委員会への女性登用率	22.4% (平成 24 年度)	19.3% (平成 28 年度)	30.0%
一般行政職の女性管理職比率	14.5% (平成 22 年度)	15.2% (平成 28 年度)	20.0%
あま市女性消防クラブ員数	25 人 (平成 23 年度)	25 人 (平成 28 年度)	100 人
【市民意識の変化】 女性の人権上の問題として「職場における差別待遇」と思う人の割合	46.0% (平成 22 年度)	46.5% (平成 27 年度)	36.0%
【市民意識の変化】 女性の人権上の問題として「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」と思う人の割合	56.1% (平成 22 年度)	61.4% (平成 27 年度)	46.0%
1 歳未満の低年齢児保育が実施可能な保育園数	11 施設 (平成 23 年度)	12 施設 (平成 27 年度)	12 施設
延長保育実施保育園数	12 施設 (平成 23 年度)	12 施設 (平成 27 年度)	12 施設 (継続)
保育所等利用待機児童数	0 人 (平成 23 年度)	0 人 (平成 27 年度)	0 人 (継続)
介護予防教室の開催数（一次予防事業）	186 回 (平成 23 年度)	277	300 回
介護予防教室の参加者数（一次予防事業）	1,974 人 (平成 23 年度)	3,945	4,200 人
基本目標4 様々な困難を抱える人々への支援			
自ら働き、経済的に自活している高齢者の比率（あま市総合計画）	87.6% (平成 22 年度)	85.7% (平成 27 年度)	88.0%
母子家庭等就業相談回数	月 3 回 (平成 23 年度)	随時開催 (平成 27 年度)	随時開催 (継続)
【市民意識の変化】 地域間交流や国際交流への取り組みが満足と思う割合（あま市総合計画）	67.6% (平成 22 年度)	70.7% (平成 28 年度)	80.0%
【市民意識の変化】 人権相談事業の実施を知っている人の割合	7.4% (平成 22 年度)	7.4% (平成 27 年度)	17.0%

評価指標		策定時	現状値	目標値 平成 33 年度
基本目標5 生涯を通じた健康支援				
特定健康診査受診率		30.3% (平成 22 年度)	39.5% (平成 26 年度)	65.0%
マタニティ教室の参加率	妊婦	30.0% (平成 23 年度)	17.9% (平成 27 年度)	25.0%
	夫	7.0% (平成 23 年度)	10.1% (平成 27 年度)	12.0%
子宮頸がん検診受診率		22.9% (平成 22 年度)	17.4% (平成 27 年度)	50.0%
乳がん検診受診率		30.1% (平成 22 年度)	21.8% (平成 27 年度)	50.0%
基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）				
【市民意識の変化】 「これまでに、DVを受けたことがない」と答えた人の割合		80.7% (平成 22 年度)	83.7% (平成 27 年度)	80.7% (維持)
あま市における1年間あたりの犯罪発生件数		1,461 件 (平成 23 年中)	1,009 件 (平成 27 年度)	1,000 件以下
【市民意識の変化】 DV被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合		8.3% (平成 22 年度)	15.1% (平成 27 年度)	0.0%